

二番 歳に於て前年度繰越金及過年度収入を補助金

ア之れに當て、行方針である。

議七 准今提案中府の提案に對する大要の說明があり、研究を要する議案であると思慮され、ア休會

改し再及之ナリ審議改し度と思ひますが如何と

終る

全員 替成と唱ふ

議八 休會を宣する前に再會の日時を決定して

載す様詔る

一四番 明十月ニセロ午前十時に再開する事を決定した

議長 唯今の一四番の意見に對し異議有無を詔る

全員 異議なし

議長 全員異議なしに付き十月ニセロ午前十時より再開する事に決定し

議長 午後一時ニ休會を宣す

日時 一九五三年一月十七日 自午前

出席議員 十六名

一番	平安座唯正	一〇番	島袋全正
二	前川朝保	一一	比嘉森林辰
三	澤込安良	一二	松川榮昌
四	古波藏信雄	一三	新城正傳
五	又吉龜助	一四	大川盛吉
六	上間宇清	一五	天久盛光
七	泉水朝正	一六	宮城盛弘
八	名城一三三	一七	知念俊吉
欠席議員 三名			
九番	長浜真電	一五番	伊波一夫
十	米須清和		
全員議員 一名			

議長 午前十一時議會再開を宣す

出席の報を告ぐ

提出議案審議に移る前に村民代表者たる議會に於て昨日行方はなされた松岡沖配の両配電會社の本村及浦添村を一團とする配電事業に對し何れの會社の配電する事を支持するかの意思を表明せし決定せし度と思ふます如何と諮る

全員 田安議士

議長 全員異議なき付多數議成之致しました

七番 此の件は今より論議の餘地はなしと思ふます

浦添村も昨日決定致して居ります

全員 異議なし、賛成と唱ふ

議長 只今七番議員の序意見に對し全員異議がなして

七番 政府及沖配電等の關係當局及關係店に對し其の意志を陳情したい

議長 四番議員の出席の報を告ぐ

一四番 異議なし、村長及議會議長を代表者として

議長 陳情及其他の手續を行わし度

一四番議員の意見に對して異議の有無を

議長 異議なし

全員 異議なきに付き村長、議會議長を代表者として陳情致す事に決定致します

議長 議案才ニ三号ノを付議する旨を宣す
本議案に対して異議なきやを諮る

議員 異議なし

議長 全員異議なきに付き原案通り議決致し
一時休會致し午後二時半より再開致し
議案才ニ四号ヲ付議する旨を宣し書記せしむ

議員 異議なし

議長 一時休會を宣す午前十一時五分
午後二時三十分再開を宣す

議員 議案才ニ四号ヲ付議する旨を宣し書記せしむ
同議案を朗讀せしむ

議員 提案尙の説明を求む

議員 本案は米國民政府布令第六十六號改正三號に基き提案
致しましたか、一審議願を度し

議長 提案内容に付異議なきやを諮る

議員 異議なし

議長 全員異議なきに付き原案通り議決致し
議案才ニ五號ヲ付議する旨を宣し書記せしむ
同議案を朗讀せしむ

議員 送案方法を諮る

議長 議長によつて委員及令補充員を指名願ひます
一審議員の異議なきやを諮る

議員 異議なし

議長 全員異議なきに付き議長指名致し
一選挙管理委員

議員 二公上補充員

議員 知花 榮幸

議員 奥里 將俊

議員 多和田 真松

議員 島村 哲夫

議員 宮城 豊吉

議員 屋宜 盛龜

議員 松川 心美

議員 伊波 武

議員 澤 安一

議員 伊佐 眞盛

議長 議案才ニ六號ヲ付議する旨を宣し書記せしむ
同議案を朗讀せしむ

議長	本案に於て異議の有無を諮る
全員	異議なしと唱ふ
議長	全員異議なきに付き議案オニ六附は原案通り議決する旨を宣し書記をして
議長	議案オニ七附を付議する旨を宣し書記をして本案の朗讀を命ぜらむ
議長	提案書の説明を命ぜらむ
参事	本案は議決済みの議案オニ三附の追加更正を命ぜらむにありました統計主任の件は是非共設置しかければならぬ職務上のものより吏員定数を以てに關し一名追加したの意義を提案者より命ぜらむ
議長	只今参事員の序説明に意見の有無を諮る
全員	異議なし
議長	全員異議なきに付き議案オニ三附は原案通り議決してきざりと諮る
全員	賛成
議長	改一 改一 議案オニ八附の付議を宣し書記をして議案本の朗讀をせしむ
議長	提案書の説明を命ぜらむ
参事	本案は道路法設置にともない村内の官公所及び公道へ通する主要道路にして村に於て維持管理を行ふ必要のある道路に近く一九五四年年度の地方財政割交付金の配分方法の確分基準の一部として見なされる関係上是非共村道の認定を及け決定する必要がありまことの提案者より命ぜらむ
議長	本案に於て特意見はなきと諮る
七番	本案の全部の道路を認定した場合財政面は如何に

處理して行く。維持管理となると相當額の費用が必要と思ふ。

參與者 當分は財政の許す範囲に於て行ひ度、所存である。

議長 一時休會してモツと深く研究して如何と諮る。

全員 要議のしと唱ふ。

議長 全員要議のきに付き一時休會する旨を宣す。午後三時

議長 午後三時三十分一時休會中の議會再開を宣す。

議長 議案ナニハ辨に對し要議の有無を諮る。

議長 全員要議のきに付き議案ナニハ辨は原案通り議決して可なりやと諮る。

議長 全員替成と唱ふ。

議長 全員替成につき議案ナニハ辨は原案通り議決して可なりやと諮る。

議長 改訂事を宣す。

議長 午後三時三十分

右會議の顛末を記し、事實に相違なき事を記する。是に茲に署名する。

一九五三年十月 日

議會議長

議事録係人

議事録係人